

議案第 6 9 号

東京都板橋区立ものづくり研究開発連携センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 2 0 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立ものづくり研究開発連携センター条例の一部を改正する条例

東京都板橋区立ものづくり研究開発連携センター条例（平成 5 年板橋区条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の表を次のように改める。

2 駐車場の使用料

種類	使用料（月額）
平置き駐車場	1 台 1 5, 0 0 0 円
機械式 2 段駐車場	1 基 2 6, 0 0 0 円

別表 4 の表東京都板橋区立ものづくり研究開発連携センター第一ビル会議室の項中「1, 2 0 0 円」を「1, 7 0 0 円」に、「1, 6 0 0 円」を「2, 2 0 0 円」に、「1, 4 0 0 円」を「2, 0 0 0 円」に改め、同表東京都板橋区立ものづくり研究開発連携センター第二ビル産業コミュニティ研修室の項中「4 0 0 円」を「5 0 0 円」に、「6 0 0 円」を「8 0 0 円」に、「5 0 0 円」を「7 0 0 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 の表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表 4 の表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用申請が受理された、令和 7 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、基準日前の使用に係る使用料及び施行日前に受理された使

用申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

支援施設の使用料の額を改定するほか、所要の規定整備をする必要がある。